

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2020-72700(P2020-72700A)

【公開日】令和2年5月14日(2020.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2020-019

【出願番号】特願2019-237788(P2019-237788)

【国際特許分類】

A 24 F 47/00 (2020.01)

【F I】

A 24 F 47/00

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸入可能なエアロゾルを生成する装置とともに用いるための分離自在なカートリッジであって、

該カートリッジは：

流体貯蔵室；

ヒーターチャンバ及び抵抗発熱体を含み、前記分離自在なカートリッジの第1の端部及び前記流体貯蔵室の第1の端部に取り付けられたヒーター；

前記ヒーターチャンバと流体連通下にある第1の凝縮チャンバ；

前記ヒーターチャンバと流体連通下にあり、前記分離自在なカートリッジの材料を介して形成される空気通路；

前記第1の凝縮チャンバと流体連通下にあるエアロゾル出口を含み、前記分離自在なカートリッジの第2の端部及び前記流体貯蔵室の第2の端部を包囲するマウスピース；を含み、

前記ヒーターチャンバと流体連通下にある前記空気通路と流体連通下にある空気入口通路が、装置本体及び前記分離自在なカートリッジのアセンブリにより形成され、該空気入口通路は、前記装置本体の内表面及び前記分離自在なカートリッジの外表面を含むことを特徴とする、分離自在なカートリッジ。

【請求項2】

前記第1の凝縮チャンバと流体連通下にあり、前記マウスピースと流体連通下にある第2の凝縮チャンバを更に含むことを特徴とする、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項3】

前記流体貯蔵室に取り付けられ、前記ヒーターを包囲するヒーターエンクロージャを更に含むことを特徴とする、請求項1に記載の分離自在なカートリッジ。

【請求項4】

前記ヒーターエンクロージャから突出した露出したヒーター接触タブを更に含むことを特徴とする、請求項3に記載の分離自在なカートリッジ。

【請求項5】

前記露出したヒーター接触タブを保護する取り外し自在なキャップを更に含むことを特徴とする、請求項4に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 6】**

前記露出したヒーター接触タブが、前記分離自在なカートリッジの遠心端で第1の電気接触部及び第2の電気接触部を含み、前記マウスピースが前記遠心端と反対側の前記分離自在なカートリッジの近接端に配置され、前記第1の電気接触部及び前記第2の電気接触部が、電気的に絶縁され、前記分離自在なカートリッジの前記遠心端に対して実質的に平行な平面に配置されていることを特徴とする、請求項4または5に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 7】**

前記マウスピースが、スナップ嵌め結合部により前記貯蔵室の一部に取り付けられることを特徴とする、請求項1から6の何れか1項に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 8】**

前記マウスピースが不透明であり、前記流体貯蔵室の領域は、気化可能な前記材料が視認可能となるように構成された表面を含むことを特徴とする、請求項1から7の何れか1項に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 9】**

前記貯蔵室が、部分的に4つの外壁から形成される実質的に長方形の断面を有することを特徴とする、請求項1から8の何れか1項に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 10】**

更に灯心を含み、前記灯心が、シリカ材料、綿材料、セラミック材料、麻材料及びステンレス鋼材の少なくとも1つを含むことを特徴とする、請求項1から9の何れか1項に記載の分離自在なカートリッジ。

**【請求項 11】**

請求項1から10の何れか1項に記載の前記分離自在なカートリッジと前記装置本体とを含む前記吸入可能なエアロゾルを生成する装置であって、前記装置本体は、前記分離自在なカートリッジが挿入されるカートリッジレセプタクルを含むことを特徴とする、装置。

**【請求項 12】**

前記分離自在なカートリッジが前記カートリッジレセプタクルに挿入されて繋がれたとき、前記ヒーターチャンバが前記カートリッジレセプタクルの内部に配置されることを特徴とする、請求項11に記載の装置。

**【請求項 13】**

前記分離自在なカートリッジが前記カートリッジレセプタクルに挿入されたとき、前記流体貯蔵室の第2の領域が視認可能であることを特徴とする、請求項11または12に記載の装置。

**【請求項 14】**

第3の電気接触部及び第4の電気接触部を更に備え、

前記第3の電気接触部及び前記第4の電気接触部は、前記分離自在なカートリッジが前記カートリッジレセプタクルに挿入されて繋がれたとき、前記抵抗発熱体とともに回路を完成するように構成されていることを特徴とする、請求項11から13の何れか1項に記載の装置。

**【請求項 15】**

前記空気入口通路が、前記装置本体及び前記分離自在なカートリッジのアセンブリにより形成されたチャネルを含むことを特徴とする、請求項11から14の何れか1項に記載の装置。

**【請求項 16】**

前記分離自在なカートリッジが前記装置本体の前記カートリッジレセプタクルに挿入されたとき、前記空気入口通路の前記チャネルが、前記分離自在なカートリッジの外表面及び前記カートリッジレセプタクルの内表面と一体化したチャネルを含むことを特徴とする、請求項15に記載の装置。

**【請求項 17】**

前記分離自在なカートリッジが前記装置本体の前記カートリッジレセプタクルに挿入されたとき、前記空気入口通路の前記チャネルが、前記分離自在なカートリッジの外表面及び前記カートリッジレセプタクルの内表面に一体化されたチャネルを含むことを特徴とする、請求項15に記載の装置。

【請求項18】

前記チャネルが、溝、谷、くぼみ、へこみ、筋、深溝、折り目、及び側溝の少なくとも1つを含むことを特徴とする、請求項15から17の何れか1項に記載の装置。

【請求項19】

前記チャネルが、円形、卵形、正方形または長方形の断面を有することを特徴とする、請求項15から18の何れか1項に記載の装置。

【請求項20】

前記チャネルは、前記分離自在なカートリッジの前記外表面に凹設されるか、または前記分離自在なカートリッジの前記外表面から突出している壁を含むことを特徴とする、請求項16から19の何れか1項に記載の装置。

【請求項21】

前記チャネルは、前記カートリッジレセプタクルの前記内表面に凹設されるか、または前記カートリッジレセプタクルの前記内表面から突出している壁を含むことを特徴とする、請求項16から19の何れか1項に記載の装置。

【請求項22】

前記装置が、前記空気入口通路の一部分を含むチャネル空気入口、前記チャネル空気入口と流体連通下にある前記空気通路、前記空気通路と流体連通下にある前記ヒーターチャンバ、前記ヒーターチャンバと流体連通下にある前記第1の凝縮チャンバ、前記第1の凝縮チャンバと流体連通下にある前記エアロゾル出口を備える前記空気通路を含むことを特徴とする、請求項11から21の何れか1項に記載の装置。

【請求項23】

前記装置本体が、前記装置用の動作論理及びソフトウェア指令を備えたマイクロコントローラを備えるプリント回路基盤（P C B）を更に含むことを特徴とする、請求項11から22の何れか1項に記載の装置。

【請求項24】

前記装置本体が、再充電自在なバッテリを更に含むことを特徴とする、請求項11から23の何れか1項に記載の装置。

【請求項25】

前記装置本体が、前記再充電自在なバッテリの状態を示すインジケータライトを含み、前記インジケータライトが前記装置本体の外表面で視認可能なことを特徴とする、請求項24に記載の装置。

【請求項26】

更に圧力センサを含むことを特徴とする、請求項11から25の何れか1項に記載の装置。

【請求項27】

前記圧力センサが圧力スイッチを含むことを特徴とする、請求項26に記載の装置。

【請求項28】

温度センサと流体連通下にある温度調節器を更に含むことを特徴とする、請求項11から27の何れか1項に記載の装置。

【請求項29】

温度が前記ヒーターの抵抗測定から定められることを特徴とする、請求項11から27の何れか1項に記載の装置。

【請求項30】

前記装置本体が、前記装置本体の第2の端部に充電接触部を更に含むことを特徴とする、請求項11から29の何れか1項に記載の装置。

【請求項31】

前記装置本体が、充電台上的前記装置本体を安全に保持するように構成された磁石または磁気接触器を更に含むことを特徴とする、請求項11から30の何れか1項に記載の装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0197

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0197】

装置の幾つかの実施形態において、装置本体には、バッテリ(23)を再充電するための補助的な充電ユニットも存在する。図16A-16Cに示されるように、充電ユニット(60)は、電源用のプラグ(63)と保護キャップ(64)を備え、(カートリッジを設置したまたは設置していない)装置本体(20)を捕捉するための台(61)を備えたUSB装置を含んでもよい。台は更に、充電中に装置本体を適所で安全に保持するための、磁石または磁気接触器(62)を含んでもよい。図6Bに示されるように、装置本体は更に、補助的な充電ユニットのための、はめ合いの充電接触部(28)および磁石または磁気接触器(29)を含む。図16Cは、電源(65)(ラップトップコンピュータまたはタブレット)において充電されている装置(20)の例示的な例である。